

受信料債権に対する民法 168 条 1 項前段の 20 年の消滅時効の適用の可否

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 平成 30 年 7 月 17 日

【事件番号】 平成 29 年（受）第 2212 号

【事件名】 放送受信料請求事件

【裁判結果】 上告棄却

【参照法令】 民法 168 条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25449581

事実の概要

本件は、X（日本放送協会 [NHK]）が、遅くとも平成 7 年 6 月末までに X の放送の受信についての契約（以下「本件受信契約」という。）を締結した Y に対し、本件受信契約に基づき、平成 23 年 4 月分から平成 29 年 5 月分までの受信料合計 9 万 6,940 円及び遅延損害金の支払を求めたという事案。その際 Y は、X が本件受信契約に基づく受信料の支払を 20 年間請求しなかったから、民法 168 条 1 項前段所定の定期金債権の消滅時効が完成していると主張して争った。

原審判決（大阪高判平 29・9・8）は、本件受信契約に基づく受信料債権には 168 条 1 項前段の規定は適用されないとして Y の主張を退け、X の請求を認容。Y 上告。

判決の要旨

「受信契約に基づく受信料債権は、一定の金銭を定期に給付させることを目的とする債権であり、定期金債権に当たるといえる。しかし、放送法は、公共放送事業者である X の事業運営の財源を、X の放送を受信することのできる受信設備を設置した者に広く公平に受信料を負担させることによって賄うこととし、上記の者に対し受信契約の締結を強制する旨を定めた規定を置いているのであり（最高裁平成 26 年（オ）第 1130 号、同年（受）第 1440 号、第 1441 号同 29 年 12 月 6 日大法廷判決・民集 71 卷 10 号 1817 頁参照）、受信料債

権は、このような規律の下で締結される受信契約に基づき発生するものである。受信契約に基づく受信料債権について民法 168 条 1 項前段の規定の適用があるとすれば、受信契約を締結している者が将来生ずべき受信料の支払義務についてまでこれを免れ得ることとなり、上記規律の下で受信料債権を発生させることとした放送法の趣旨に反するものと解される。したがって、受信契約に基づく受信料債権には、同項前段の規定は適用されないと解するのが相当である。」

判例の解説**一 本判決の意義**

受信料債権の時効をめぐる問題のうち、民法 169 条の 5 年の消滅時効の適用の可否については最判平 26・9・5（判時 2240 号 60 頁）が、その起算点については前掲最大判平 29・12・6 がすでに最高裁としての判断を示していた。本判決は、受信料債権に対する民法 168 条 1 項前段の 20 年の消滅時効の適用の可否について最高裁として初めて判断した点に意義がある¹⁾。これにより、定期金債権・定期給付債権の時効に関し 168 条 1 項後段の 10 年の消滅時効の適用の可否²⁾について最高裁の判断が残されるのみとなった。

二 受信料債権に対する民法 169 条の 5 年の消滅時効について

受信料債権に対する 168 条 1 項前段の 20 年の消滅時効について検討する前に、169 条の 5 年の

消滅時効の適用の可否に関する議論をまず見ておこう。

1 根拠①

多くの下級審裁判例³⁾は、[1] 弁済がないと直ちに債権者に支障が生ずる債権であるから速やかに請求され弁済されるのが通常であること、[2] 通常それほど多額でないため受取証の保存が怠られがちであり後日の弁済の証明が困難であること、[3] 定期金は長年放置された後に突然支払請求をされると多額になって債務者が困窮することがあること、という169条の立法趣旨⁴⁾のすべてが受信料債権に妥当しなければならないとするNHKの主張に対し、これらのすべてあるいはそのいずれかが認められれば足りるとしてその適用を排除していない⁵⁾。

[1]については、受信料収入によって財源を確保し併せて視聴者の公平な負担を実現するため、受信料の支払を延滞している契約者に対し少額であっても訴訟による回収を図っているのであるから、受信料債権が、弁済がないと直ちに債権者に支障が生ずる債権ではないとは必ずしもいえない、受信料債権は受信（視聴可能性）に対する対価であり、NHKの事業運営に必要な財源を広告料ではなく、契約者から支払われる受信料によって確保することが予定されているから、相当数存在する視聴可能性を有する者から受信料を回収できないことにより、事業運営費を確保できなくなり、個々の契約者の弁済の有無がNHKの事業に直接与える影響は小さいということとはできないともされている⁶⁾。

[3]については、受信契約を締結した者の収入や所得の状況は多様であり、長年の放置後に突然の未払受信料の請求によって債務者が困窮することがないとはいえないとされている⁷⁾。

以上に対して、[2]は訪問集金がされていた段階（平成20年10月廃止）では妥当しないとはいえなかったものの⁸⁾、それも廃止されて受信料の支払が主に金融機関を通してされていること、受信料の支払情報についてはNHKによるデータベース化により後日の支払の立証が困難となる状況は限られることから、必ずしも妥当し得るとはいえなくなったとするものが見受けられる⁹⁾。しかし過去の弁済の立証が困難か否かは専ら債務者

側の証拠保全の問題であり、現在も支払の記録が容易に確認できる状態にあるとは必ずしもいえないであろう¹⁰⁾。

そしてその際に、受信契約が基本権としての定期金債権を定めるものであり、放送受信規約に基づき年又はこれより短い時期ごとに所定の方法で支払われる具体的な受信料債権が基本権から派生する支分権たる定期給付債権にあたるから、受信料債権は169条の適用を受けると判示するものが多い。

2 根拠②

やはりNHKによる主張であるが、受信料は対価性のない特殊な負担金であり、受信設備設置者の中で受信料が公平に負担されることを強く求める放送法の趣旨からすると、受信料債権は受信設備の設置に起因するものであり、基本権たる定期金債権は存在しない、したがって168条の適用はなく、同条所定の定期金債権が存在しない以上、169条も適用されない、との主張に対しては、受信料債権はNHKとの受信契約という基本契約に基づいて発生する支分権であり、その支分権が169条の定める定期給付債権にあたる以上、168条の適用がないことをもって169条の適用を排除すべき理由にはならないとされている。

3 根拠③

NHKはさらに、根拠②に関連して、168条の適用されない賃料債権や永小作料債権等について169条が適用されるような債権にはそれぞれ特段の事情が存するが、受信料債権にはそのような事情はなく前提を異にすると主張したが、多くの裁判例は、169条は基本権としての定期金債権から生じた支分権をその適用対象とする規定であり、その定期金債権の中には168条の適用がないものもあるが、169条はその規定上、適用対象となる債権について単に「年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の給付を目的とする債権」と定めているだけで、169条の適用対象を168条の適用がある定期金債権から生じたものに限定してはいないこと、169条の5年の消滅時効の趣旨は、定期金債権から生じた支分権であれば、基本権としての定期金債権に168条の規定が適用されるかどうかにかかわらず、等しくあてはま

ることから、169条が適用される支分権は168条の適用がある定期金債権から生じたものに限られる理由はないと解されている。

三 受信料債権に対する民法168条の消滅時効の適用の可否について

そこで次に問題となるのが、168条の適用はないが169条の適用が認められる債権には、一体どのようなものがあり、それは一体どのような理由によるのか、という点である。裁判例にも取り上げられている代表的なもの¹¹⁾を簡単に眺めた上で受信料債権の位置づけを試みてみよう。

まず賃料債権は、定期金債権ではあるが、定期給付債権である個々の賃料債権を生み出す賃貸人の法的地位であり、これと切り離して考えることはできないから、168条の適用はない、もし168条の適用を認めると、賃貸借契約に基づき使用収益は従前同様に行えるにもかかわらず無償の使用収益ができることとなり、賃貸借の一部つまり賃料を契約の要素とする賃貸借の概念に反する(601条)と解されている¹²⁾。永小作料債権も、永小作料は有償性を要素とする永小作権の一部であり¹³⁾(270条)、無償の永小作権を認めることは物権法定主義(175条)に反すると説明されている¹⁴⁾。定期に支払うべき個々の利息を生み出す基本権たる利息債権は、性質上は定期金債権であるが、元本債権の存在する限り存在するものであることから、これと切り離して時効を認めることはできないとされている¹⁵⁾。

それでは、マンションの管理費・特別修繕費等に係る債権はどうか。最判平16・4・23(民集58巻4号959頁)は、マンションの管理組合が組合員である区分所有者に対して有する管理費・特別修繕費に係る債権について、この債権はマンションの管理規約に基づいて区分所有者に対して発生するものであり、その具体的な額は総会決議によって確定し月ごとに所定の方法で支払われるものである場合には、管理規約が基本権としての定期金債権を定め、月々支払うべき具体的な管理費等の債権は基本権たる定期金債権から派生する支分権として169条所定の定期給付債権にあたるとして、169条の適用を認めた。そこでは168条の問題は何も判断されていない。しかしもしかりに168条1項前段の適用があるとすれば、マ

ンションの維持管理の観点に照らし、不誠実な一部の滞納者が将来の支払義務を容易に免れ、適正な財源の確保が図れず、区分所有者間の不公平を助長する、という不当な結果を招来しかねない。だとすると、このような結果を回避するため168条1項前段の適用は否定的に解さざるを得ないのではなからうか。もしそう解さなければ、管理規約に基づく基本権たる定期金債権は時効により消滅し、それから派生するはずの、マンションの適正な維持管理のために必要不可欠な管理費や特別修繕費等の定期給付債権については、その支払義務の負担が滞納した区分所有者には一切生じなくなる一方、マンションの維持管理費用は他の区分所有者の負担の下で引き続き居住できるという極めて不当・不合理な状況が出現する、という実質的理由(「逃げ得は許さない」)が指摘できるからである。

受信料債権については、受信契約に基づいて基本権たる定期金債権が発生し、放送受信規約によってその支払方法が定まる定期給付債権であると認められている。この点は、前掲最判平16・4・23の示した点と相通じるものがあり、また、もし168条1項前段の適用を否定的に解した場合、適正に財源を確保する必要があること、将来も利益を享受する者の中に支払義務を負う者と負わない者が存在し負担の公平が図られないこと、の二点が共通点として指摘できよう。

四 本判決の位置づけ

定期金債権は、通常の債権とは異なり、一定の法律関係を基礎として特に長期間にわたって存続する可能性のある債権であることから、一般原則とは異なる時効規制が要請され¹⁶⁾、168条と169条が設けられた。したがって168条の適用の可否の判断に際しても、本来的に、契約の特質や権利の本質といった形式的理由だけでなく、当該定期金債権の特質に照らし実質的な観点からの検討も要請されていると考えられる。

この点、本判決は、公共放送事業者であるNHKの事業運営の財源を、受信設備設置者に広く公平に受信料を負担させることによって賄い、受信設備設置者に対し受信契約の締結を強制する規定を置く放送法の趣旨からすると、かかる規制の下で締結される受信契約に基づいて発生する

受信料債権に168条1項前段の適用を認めると、受信契約を締結している者が将来生ずべき受信料の支払義務についてまでこれを免れ得ることとなって放送法の趣旨に反すると判示している。これは、受信料債権の特殊性に鑑み、消滅時効の制度趣旨である債権者の権利行使の懈怠に対するサンクション（「権利の上に眠る者は保護に値しない」）や債務者の立証困難の救済、さらには定期金債権・定期給付債権に対する消滅時効の制度趣旨とされる未払受信料の突然の支払請求による債務者の困窮といった点¹⁷⁾などを考慮に入れたとしても、受信料債権について168条1項前段の適用を否定的に解してもなお尊重されなければならない放送法の趣旨¹⁸⁾がこの局面では存在し妥当すべきという実質的価値判断によるものと思われる。

NHKは特殊な法人（放送法15条・16条）であって国家機関ではない。受信料の法的性質については、判例¹⁹⁾・学説²⁰⁾上見解が分かれているが、受信（視聴可能性）に対する対価と公的費用負担金の両方の性質を有する特殊な負担金と解する見解が比較的多い。このように特殊な負担金を、特殊な存在のNHKが業務の維持運営のため受信設備設置者に対し受信契約の締結を強制した上で適正かつ公平に徴収していく、という現在の受信料制度の下にあっては、168条1項前段の20年の消滅時効の適用の可否を判断するに際して、受信料制度の根幹をなすNHKの財源確保及び費用負担者の公平性確保の二つが決定的に重要であることを、本判決は示したことになる。

●—注

- 1) 平野裕之・速報判例解説（法セ増刊）22号（2018年）88頁はいち早く否定説を表明されている。
- 2) この点を肯定的に解しているように見える東京地判平26・11・26LEX/DB25522884、東京地判平27・1・19LEX/DB25524496があるが、そもそも受信料債権の場合、受信契約が存続する限り支分権たる受信料債権は不断に発生し続け、168条1項後段にいう「最後の弁済期」という場面自体考えられない（東京地判平27・1・19LEX/DB25524496参照）。その一方で、受信設備の廃止等による受信契約の解約によって受信料債権の発生が止み、その結果、168条後段の適用の可否が問題となるが、「最後の弁済期」から10年の経過によってすべての支分権たる受信料債権が時効消滅する以上、その支分権を発生させる基本権たる定期金債権自体の時効について考える必要はないのではなかろうか（我妻榮『新訂民法

- 総則（民法講義I）』（岩波書店、1965年）490頁、川島武宜『民法総則』（有斐閣、1965年）524頁参照。
- 3) なお、宮坂昌利・最判解平成16年度（上）277頁は、前掲最判平26・9・5も実質的に見て以下の立法趣旨から定期給付債権該当性をいうことはできたとされる。
- 4) 梅謙次郎『訂正増補民法要義巻之一総則編』（有斐閣書房、1911年）428～429頁、我妻・前掲注2）491頁、星野英一『民法概論I（序論・総則）』（良書普及会、1971年）276～277頁、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第9版〕』（弘文堂、2018年）437頁等参照。
- 5) これは、169条の立法趣旨は一般的な性質を挙げたものにすぎず、その一つが妥当しないからといって直ちに同条に規定する債権に該当しないと解する必要はないとして、総合考慮して判断する立場を採るものといえよう。
- 6) 札幌高判平24・12・21判時2178号33頁等。
- 7) 東京地判平25・7・5LEX/DB25513871等。
- 8) 旭川地判平24・1・31判時2150号92頁等。
- 9) 前掲札幌高判平24・12・21等。
- 10) 東京地判平25・12・16LEX/DB25516611等参照。
- 11) 川島武宜編『注釈民法（5）総則（5）』（有斐閣、1967年）325頁〔平井宜雄執筆〕参照。
- 12) 我妻・前掲注2）489頁、川島・前掲注2）523頁等。なお、前掲旭川地判平24・1・31参照。
- 13) 我妻・前掲注2）489頁、川島・前掲注2）523頁、石田穰『民法総則』（信山社、2014年）1136頁等。
- 14) 東京地判平26・5・23LEX/DB25519422。
- 15) 我妻・前掲注2）489頁、川島・前掲注2）523頁等。反対、石田・前掲注13）1136頁。
- 16) 梅・前掲注4）425頁、川島編・前掲注11）327～328頁〔平井執筆〕等参照。
- 17) その一方で、これらの点が169条の場面では極めて重要であったことが、裁判例からは窺える。
- 18) しかもこの趣旨は169条の5年の消滅時効の適用を排除する理由にはなり得ないとしても、168条1項前段の20年の消滅時効の適用の可否にとっては決定的に重要であることを意味していることになる。
- 19) 対価性を肯定するものと対価性のない特殊な負担金とするものが対立しており、この点に関する最高裁の判断が待たれる。
- 20) 園部敏＝植村栄治『交通法・通信法〔新版〕』（有斐閣、1984年）364～365頁、長谷部恭男「公共放送の役割と財源」船田正之＝長谷部恭男『放送制度の現代的展開』（有斐閣、2001年）204頁、金澤薫『放送法逐条解説〔改訂版〕』（情報通信振興会、2012年）173頁等参照。

福岡大学教授 石松 勉